

[22] 一宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものです。

「浄化槽の保守点検」とは、浄化槽の様々な装置の稼働状況を調べ、その調整、修理、汚泥の状況の確認、消毒剤の補充、清掃時期の判定などを行うことをいいます。

2 条例の概要

市内において浄化槽保守点検業を営もうとする者の登録に関する事項を規定します。内容の主なものは以下のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
登録	浄化槽保守点検業を営む者は、登録を受けなければならない。	おおむね愛知県と同じ
登録の拒否	申請者が条例における登録の拒否の項目に該当する場合又は申請書等の重要な事項に虚偽の記載がある若しくは重要な記載が欠けている場合は、登録を拒否しなければならない。	
営業所の設置等	浄化槽保守点検業者は、愛知県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。	
浄化槽の保守点検の実施等	浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽保守点検を行わせ、適正な管理上必要な事項を浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。	
罰則	登録せずに浄化槽保守点検業を営んだ者は1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。	

[次ページへ続く]

※浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）が令和元年 6 月 19 日（令和 2 年 4 月 1 日施行）に公布されたため、今後、条例（案）の内容に一部改正を加える予定です。主な内容としては、優良浄化槽保守点検業者の登録、浄化槽保守点検業者による浄化槽管理者への保守点検結果等の書面による通知等を規定します。

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日